

「国旗（日章旗／日の丸）国歌（君が代）の強制」はなぜ違憲とされるのか

(1) 「国旗・国歌の強制」とは、何らかの理由で国旗掲揚・国歌斉唱をするべきでないと考えたりしたくない人にもそれを強要し、それをしなければ、批判したり不利益処分（処罰など）を加えたりすることである。

(2) 何らかの理由で国旗掲揚・国歌斉唱をするべきでないと考えたりしたくないと思うのは**思想・良心**（何が正しいか何が間違いか、何をすべきか何をすべきでないか、何がしたいか何がしたくないかを**考え思うこと**）である。そして、その思想・良心に基づき国旗掲揚・国歌斉唱を全員に強制すべきでないとの意見を**文書や言論で表明**したり、その思想・良心を国旗掲揚・国歌斉唱に不参加という**態度で表明**したりするのは**表現**である。

(3) 憲法第十九条は「**思想及び良心の自由**は、これを侵してはならない。」としている。従って、「国旗掲揚・国歌斉唱をしたくない」と考え思うことを否定するのは、思想及び良心の自由を侵すことであり、違憲である。

また、憲法第二十一条は「集会・言論・出版その他一切の**表現の自由**は、これを保障する。」としている。従って、「国旗掲揚・国歌斉唱を全員に強制すべきでない」との意見を文書や言論で表明したり国旗掲揚・国歌斉唱に参加しないのを認めないのは、表現の自由を侵すことであり、違憲である。

(4) なお、国旗及び国歌に関する法律（国旗国歌法）は、下記のようにわずか2箇条の、国旗及び国歌とは何かを規定しているだけのシンプルな法律であり、国民に**国旗掲揚・国歌斉唱を義務付けているものではない**。この法律が制定される時、**国会は「国旗掲揚・国歌斉唱は強制されてはならない」と確認している**。これを受けて天皇も、国旗掲揚・国歌斉唱の強制主義者に「強制せぬよう」諷きめているのである（天皇が学校の教員であったなら、学校での国旗掲揚・国歌斉唱の強制に反対しただろう）。



米長邦雄氏
2004.10.28 秋の園遊会

国旗国歌法

第一条 国旗は、日章旗とする。日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

第二条 国歌は、君が代とする。君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

(以上)

(5) 蛇足であるが、国旗国歌法があるから、勤務時間中に公務員たる公立学校の教員が「日の丸は国旗ではない」「君が代は国歌ではない」と公言するのは違法行為であるが、「国旗・国歌の強制」に疑義を唱え反対するのは違法ではなく何ら処罰されるいわれはない。それどころか、外国籍・外国人の生徒も学ぶ公立学校において「国旗・国歌の強制」に疑義を唱え反対することをしないことこそ教員の職務怠慢である。

ご参考：なぜ教師は「国歌斉唱・国旗掲揚の強制」に反対するのか (<http://pdfcoffee.com/blog/files/56.pdf><クリックして下さい>)

(以上)